



企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」の公表

(2008年3月31日公表、企業会計基準委員会)

■ 主旨

- 企業会計基準委員会(ASBJ)は、2008年3月31日、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を公表しました。
- 我が国では、従来、国際的な会計基準で規定されるような資産除去債務及びこれに対応する除去費用をそれぞれ負債と有形固定資産に計上する会計処理は行われていませんでしたが、本会計基準等では、資産除去債務とこれに対応する除去費用をどのように会計処理するかについての基準をまとめています。
- 資産除去債務については、国際会計基準審議会(IASB)との間でのコンバージェンスの短期プロジェクト項目とされています。

■ 適用時期等

2010年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。ただし、2010年3月31日以前に開始する事業年度から早期適用することも可能です。

本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことになります。

原文については、企業会計基準委員会のウェブサイトをご覧ください。
(公開から2ヶ月間経過後は会員のみ閲覧となります。)

http://www.asb.or.jp/html/documents/accounting_standards/
http://www.asb.or.jp/html/documents/implementation_guidance/

1. 背景

国際的な会計基準では、資産除去債務を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理が見られます。

一方、我が国における実務では、例えば、電力業界で原子力発電施設の解体費用につき発電実績に応じて解体引当金を計上しているような特定の事例は見られるものの、国際的な会計基準で見られるような処理は行われていませんでした。

しかしながら、将来の負担を財務諸表に反映することは投資情報として役立つとの指摘や国際会計基準審議会(IASB)との間でのコンバージェンスの短期プロジェクト項目とされていることから、我が国においても資産除去債務の会計処理について検討が行われてきました。

本会計基準等では、資産除去債務とこれに対応する除去費用の会計処理についてまとめています。

基本的な考え方としては、資産除去債務は有形固定資産の取得などによる発生時に、将来キャッシュ・フローの見積額の割引価値を負債として計上し、対応する除去費用を固定資産の帳簿価額に加えます。その後各期において、除去費用を減価償却を通じて有形固定資産の残存耐用年数にわたり費用配分するとともに、時の経過による資産除去債務の増加額(利息費用)を認識し資産除去債務に加えるというものです。

2. 資産除去債務の定義

本会計基準では、資産除去債務を以下のように定義しています(本会計基準 第3、23項)。

「資産除去債務」とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。

本会計基準でいう有形固定資産には、有形固定資産に準じる有形の資産を含み、例えば建設仮勘定やリース資産のほか、投資不動産などについても、資産除去債務が存在している場合には本会計基準の対象となります。

また、ここにいう有形固定資産の「除去」とは、有形固定資産を用役提供から除外することを意味します(一時的に除外する場合を除く)。転用、用途変更又は遊休状態になる場合は除去に該当しません。

3. 資産除去債務およびそれに対応する除去費用の計上

項目	会計処理	項目
資産除去債務	有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額(割引価値)で算定する。(*1)(*2)	本会計基準 第4、6項
資産除去債務に対応する除去費用	資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。	本会計基準 第7項

(*1)資産除去債務の割引価値の算定における将来キャッシュ・フローと割引率は以下のとおりです。

(1) 割引前の将来キャッシュ・フローは、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく自己の支出見積りによる。その見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額とする。将来キャッシュ・フローには、有形固定資産の除去に係る作業のために直接要する支出のほか、処分に至るまでの支出(例えば、保管や管理のための支出)も含める。

(2) 割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率とする。原則として将来キャッシュ・フローが発生するまでの期間に対応した利付国債の流通利回りなどを参考に割引率を決定することとなる(適用指針 第23項)。

(*2) 資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上することになります(本会計基準 第5項)。

4. 資産除去債務に対応する除去費用の費用配分及び時の経過による資産除去債務の調整額の処理

項目	会計処理	項目
資産除去債務	時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定する。(*3)	本会計基準 第9項
資産除去債務に対応する除去費用	減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分する。	本会計基準 第7項

(*3) この調整額は、退職給付会計における利息費用と同様の性格を有するものとされています。

5. 開示

(1)貸借対照表上の表示(本会計基準 第12項)

以下の区分に、資産除去債務等の適切な科目名で表示します。

項目	表示区分
貸借対照表日後1年以内に履行見込みの資産除去債務	流動負債
上記以外の資産除去債務	固定負債

(2)損益計算書上の表示(本会計基準 第13、14、15項)

項目	表示区分
資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分類	関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含める。
時の経過による資産除去債務の調整額	関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含める。
資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額	原則として、資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分類と同じ区分に含める。

(3)注記事項

資産除去債務の会計処理に関連して、重要性が乏しい場合を除き、以下の事項について注記が求められています(本会計基準第16項)。

- ① 資産除去債務の内容についての簡潔な説明(*4)
- ② 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
- ③ 資産除去債務の総額の期中における増減内容
- ④ 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額
- ⑤ 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由

(*4)資産除去債務の発生原因となっている法的規制又は契約等の概要(法令等の条項及び契約条件等)を簡潔に記載するものとされています(適用指針 第10項)。

6. 適用時期等(本会計基準 第17、18、19項)

2010年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。ただし、2010年3月31日以前に開始する事業年度から早期適用することも可能です。

本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱うことになります。

(適用初年度の期首における既存資産に係る取り扱い)

適用初年度における期首残高は以下のように算定し、(1)と(2)の差額は適用初年度において原則として特別損失に計上することになります。

(1)資産除去債務残高

適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率を用いて算定する。

(2)帳簿価額に含まれる除去費用

資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が適用初年度の期首時点と同一であったとみなして計算した金額から、その後の減価償却相当額を控除して算定する。

なお、適用初年度の期首において既存資産に関連する資産除去債務について引当金を計上している場合は、前期末における引当金の残高を資産除去債務の一部として引き継ぎます。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界150カ国に146,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計および監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.